

精華町週休２日制工事試行要領

（趣旨）

第１条 本要領は、精華町が発注する工事において、週休２日制工事を試行するために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条 建設業においては、建設工事従事者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保が課題であり、建設現場における労働環境の改善が求められている。

このため、労働環境の改善に向けた意識向上を図るとともに、建設現場における「週休２日」の普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休２日制工事」を試行することを目的とする。

（発注方式）

第３条 発注者が週休２日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」、もしくは、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」とする。

（対象工事）

第４条 原則、精華町が発注する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。

- （１） 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
- （２） 下水道工事（国土交通省土木工事標準積算基準の積算体系により積算したものを除く）
- （３） 災害復旧工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
- （４） 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
- （５） 当初設計において、「土木工事における工期の算定」（京都府土木工事標準積算参考資料掲載）に基づく工期の確保が困難な工事
- （６） その他、発注者が週休２日制工事になじまないと判断した工事

２ 発注者は入札時に特記仕様書等に週休２日制の対象工事であることを明記するものとする。

(週休2日の考え方)

第5条 本要領において、「4週8休以上」とは、施工に必要な期間として次条で定める期間において、第7条で定める現場閉所を行った日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（28日のうち8日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。

2 「4週7休以上、4週8休未満」とは、現場閉所率が前項未満、かつ、25.0%（28日のうち7日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。

3 「4週6休以上、4週7休未満」とは、現場閉所率が前項未満、かつ、21.4%（28日のうち6日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。

(施工に必要な期間)

第6条 本要領において、「施工に必要な期間」とは、準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日（以下、「現場着手日」という。）から工事施工範囲内で全ての作業が終了した日（以下、「現場終了日」という。）までとする。ただし、次に掲げる日数は「施工に必要な期間」から除くものとする。

(1) 年末年始（6日間）及び夏季休暇（3日間）

(2) 工場製作のみの日数

(3) 工事事故による不稼働日数

(4) 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

(5) 工事の全面中止日数

(6) 後片付け期間

(7) その他

2 前項において、「後片付け期間」とは、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間とする。

(現場閉所)

第7条 本要領において、「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であることとする。

2 前項において、当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。

(1) 雨天や降雪時等による現場閉所

- (2) 災害応急対応等
- (3) 異常気象時等における安全パトロール
- (4) 現場見学会等

(監督職員との協議等)

第8条 受注者は契約後、本要領に基づき週休2日を実施する場合は、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員と協議することとする。

- 2 予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員に連絡を行うこととする。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽現場閉所した場合は、現場閉所後に速やかに監督職員に連絡を行うこととする。
- 3 監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、現場閉所日数に含めないものとする。
- 4 受注者は、週休2日の実施に取り組まなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告することとする。

(現場閉所率の確認)

第9条 受注者は、現場終了日から工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確認できる資料及び現場閉所率を記載した「工事打合簿」を監督職員に提示することとする。

- 2 前項において、「現場閉所日数が確認できる資料」とは、任意様式とし、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録等の記録資料等によるものとする。
- 3 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認するものとする。
- 4 国土交通省土木工事標準積算基準書に基づく補正係数は別表のとおりとする。

(留意事項)

第10条 受注者は、週休2日の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

- 2 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しないこととする。
- 3 現場代理人等（監理技術者、主任技術者等を含む）が現場閉所日に現場外での書類作成等の内業に従事することを制限しないこととする。

(工事成績評定)

第 1 1 条 週休 2 日（4 週 8 休以上）の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

なお、週休 2 日（4 週 8 休以上）の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事成績評定で減点を行わない。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は発注者、監督職員及び受注者が協議を行い、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

（補正係数）

【土木工事（国土交通省機械設備工事積算基準の積算体系による積算したものを含む）】

	4 週 8 休以上 [現場閉所率：28.5% (8 日/28 日)以上]	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 [現場閉所率：25% (7 日/28 日)以上 28.5%未満]	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 [現場閉所率：21.4% (6 日/28 日)以上 25%未満]
労務費	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

注 1 下水道工事（国土交通省土木工事標準積算基準の積算体系により積算したもの）
については本表を適用する。

注 2 現場閉所率は、小数点第 2 位以下を切り捨て。

【水道工事（土木工事等）】

	4 週 8 休以上 [現場閉所率：28.5% (8 日/28 日)以上]	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 [現場閉所率：25% (7 日/28 日)以上 28.5%未満]	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 [現場閉所率：21.4% (6 日/28 日)以上 25%未満]
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

【営繕工事】

以下の現場閉所等の状況に応じた補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

	4 週 8 休以上 [現場閉所率：28.5% (8 日/28 日)以上]	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 [現場閉所率：25% (7 日/28 日)以上 28.5%未満]	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 [現場閉所率：21.4% (6 日/28 日)以上 25%未満]
労務費	1.05	1.03	1.01

（補正方法）

9 週休 2 日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

① 発注者指定方式

入札段階（特記仕様書）で、週休 2 日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」であることを明記したうえで、当初予定価格に 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を現場閉所率に応じて減額変更するものとする。

② 受注者希望方式

入札段階（特記仕様書）で、受注者からの提案・協議により、週休 2 日に取り組む「受注者希望方式」であることを明記したうえで、本要領に基づき適切に 4 週 6 休以上の現場閉所を行ったと認められる工事については、現場閉所率に応じて、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて請負代金額を変更するものとする。

(特記仕様書の記載例)

【発注者指定方式】

(週休2日制工事について) 発注者指定方式

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
なお、4週8休以上を達成出来なかった場合、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 3 当初予定価格には4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合、現場閉所率に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更するものとする。
- 4 天候や地域住民対応等の不測の事態により予定していた現場閉所日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。
- 5 「精華町週休2日制工事試行要領（令和6年4月版）」に従い、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。

【受注者希望方式】

(週休2日制工事について) 受注者希望方式

- 1 本工事は、契約後に受注者からの提案・協議により、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 週休2日の実施に取り組む場合は、「週休2日制工事試行要領」に基づき実施することとし、その旨監督員に申し出ること。
なお、週休2日の実施に取り組まなかった場合、または4週6休以上を達成出来なかった場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
- 4 天候や地域住民対応等の不測の事態により予定していた現場閉所日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。
- 5 「精華町週休2日制工事試行要領（令和6年4月版）」に従い、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。